十一　［略］

十二　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

［号を削る。］

十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七　［略］

十八　発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十九　［略］

二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［略］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3　法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

十四　［同上］

十五　放射線測定器の管理に関すること。

十六　発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十七　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十八　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十九　非常の場合に採るべき処置に関すること。

二十　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

［号を加える。］

二十四　［同上］

二十五　発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六　［同上］

二十七　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十八　［同上］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。